

教員各位

愛媛大学長 仁科 弘重

令和4年度後学期の授業の実施について

令和4年度後学期の授業については、『新型コロナウイルスによる感染症への今後の対応について』（令和4年6月23日付通知）に基づき、前学期に引き続き、感染防御対策を徹底し、原則、対面授業を実施することを基本方針とします。

なお、共通教育科目については別途下記方針により、実施します。

- ・「令和4年度後学期（第3及び第4クォーター期間）における共通教育科目の開講方針について」

<http://web.iec.ehime-u.ac.jp/img/staff/zyugyoutantou/R4-3Q4Qhousinn.pdf>

上記方針は、感染状況によっては、変更する場合があります。

1. 対面授業について

- 1) 対面授業では、下記『感染防御対策について』を徹底すること。
- 2) 不測の事態に備え、遠隔授業の準備をしておくこと。
- 3) 種々の理由により対面授業を受講できない学生に対しては、「教育的配慮」を行うこと。

2. 感染防御対策について

- 1) 教室におけるソーシャルディスタンスを可能な限り確保する。
- 2) 窓やドアの開放など、常時換気を行う。
CO2モニターにより二酸化炭素濃度を計測しながらの換気を推奨する（1500ppm以下を基準）。
- 3) マスクの着用については、「教育活動に係るマスク着用に関する基本方針」（令和4年6月17日付通知）のとおりとする。
- 4) 対面で発話・発声を伴う場合は、1m以上離れ小声で行う。
- 5) 教員、学生ともに、授業前後の手指衛生（手洗い・手指消毒）及び使用した箇所の消毒を励行する。
- 6) 学生に毎朝の体温測定と健康チェックを指導し、授業開始時には体調不良者を確認する。（体調不良者は自宅で休養し、総合健康センターに連絡するよう指示する。その際、後日所定の授業欠席申出書を提出するように伝える。）
- 7) 不測の事態（濃厚接触者の把握など）に備えて、学生の出席確認を徹底する。
- 8) 咳、発熱等、少しでも体調のすぐれない場合には登学しないよう学生に周知する。
なお、上記理由による欠席は、「正当な理由による授業欠席」として扱う。
- 9) 不必要なキャンパスでの滞在をしないよう、授業終了後の速やかな帰宅を指導する。
授業前後や昼食時等に学生が密になっている場合には、回避を指導する。
- 10) 教員も、自身の体調不良を感じた場合には、対面授業を実施しない。
- 11) その他、部局長や授業担当教員等の判断で必要な対策を講じることができる。

【参考】

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20211210-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf#page=18

3. 遠隔授業について

遠隔授業を実施する場合は、部局長（学部長、研究科長（学環長））の承認を受けた上で、教育担当理事に報告を行うこと。なお、申請の際は対面授業を行わない理由を具体的に明記すること。

※遠隔授業はコロナ禍ではない平素の状況では、卒業要件として60単位までしか認定できない制限のある授業である点にご留意の上、学生のキャンパス内における学習機会の確保を念頭とした授業実施へのご協力をお願いします。

※「遠隔授業」とは全開講回数半数を超える授業とします。